

## アフリカ知的財産ニュースレター Vol.59

### はじめに

本号では、アフリカにおける商標情報検索、新たな自由貿易地域、ARIPO をめぐる最新事情、ボツワナとザンビアで生じている商標問題、エジプトの税関登録、ウガンダの知的財産ポリシー文書といった様々な問題について論じることとする。

### アフリカ — 商標情報検索

Matthew Custard と Nola Pontes が著した論文<sup>1</sup>の中で、著者らはアフリカにおける商標情報検索について検証している。これについて著者らが指摘した問題点は以下のようなものである。

以下のような課題が存在する：

- **紙媒体のデータベース**：電子化された商標データベースを導入していない国々が存在しており、これらの国では登録簿、ファイル、索引カードに頼るしかない。こうした国の例として、ブルンジ、コンゴ民主共和国（DRC）、シエラレオネなどが挙げられる。
- **不完全な電子データベース**：不完全な電子データベースしかない国々が存在する。これらの国々の係官たちは、紙媒体の記録を調査することによりデータベース検索を補完している。これに該当する国は、ガーナ、ナイジェリア、スーダン、タンザニア、ジンバブエである。
- **電子データベースへの第三者のアクセス不可**：アフリカでは、第三者が電子商標データベースにアクセスする機会は非常に限られている。例外となる国は 2 か国あるが、その一方であるナイジェリアはデータベースが不完全であり、他方のタンザニアでは、アクセスが認められるのはタンザニア国民のみである。
- **旧弊な検索方法**：多くの場合、弁護士が登録機関に実際に出向かないまでも、登録機関の職員に働きかけ、情報検索を実施するよう要請しなければならない。第三者が電子データベースにアクセスすることが認められるナイジェリアやタンザニアのような国でも、システムに欠落があるため、索引カードの使用による検索など、登録機関の職員に情報検索への関与を依頼することが多い。

---

<sup>1</sup> <https://www.intellectualpropertymagazine.com/trademark/search-mission-142887.htm?origin=internalSearch>  
<https://www.spoor.com/en/News/africa-search-mission/>

- 国際商標登録の情報が提示されない：国際商標登録制度（マドリッド協定議定書）に加入している国が多いが、当該国のデータベースでは国際商標登録（IR）に関する情報を発見できないか、それらの情報が適正に得られないことがある。こうした国の例として、ガーナやシエラレオネが挙げられる。

上記の課題があるとはいえ、以下のような様々な理由から情報検索は重要である：

- アフリカでは、先行権利について当局の商標審査が行われるのが普通である。従って、当局による出願拒絶を避けるためにも、他の権利保護手段を模索するためにも、先行権利について事前に調査を実施することは明らかに重要である。
- 出願前の調査が義務付けられている国がひとつある。それはウガンダである。
- マダガスカルの登録局から登録の拒絶通知を出された場合、文書の提出や再審査による解決を求める道はない。再考を求める唯一の手段は裁判所への上訴である。スーダンにも似たような事情がある。それゆえ、問題となる可能性をはらんでいる先行商標について、出願前に知っておくのが最善の策である。

情報検索の際に考慮する必要がある事項が存在する：

- 商標公報（すなわち公開された出願）に頼った検索オプションは複数存在するが、アフリカにおいては出願から公開までの期間が実際には非常に長くなりうる（最大 24 ヶ月）という点を念頭に置いておくことが大切である。つまり、検索結果に適切な文献が含まれていないこともありうるのだ。このような状況が起こりうる国や広域機関の例として、エチオピア、ガーナ、ナイジェリア、OAPI、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ等が挙げられる。
- 言語が重要である。多くの商標には識別力を持たない英語の文言が含まれており、そのような文言は、英語圏の国々においては、混同可能性を判断する際に実質的に無視されてしまうかもしれない。しかし、フランス語圏の国が大勢を占める OAPI 加入国、ポルトガル語が公用語となっているアンゴラやモザンビークなど、英語を解する人が少ない国々では、事情は必ずしも同じではない。

## アフリカ — アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA)

AfCFTA とは、もちろん、アフリカにおいて急速に形を成しつつある無関税貿易圏のことである。AfCFTA については、本ニュースレター<sup>2</sup>でもこれまでに何度か取りあげており、我々が論じた話題の中には、知財をめぐる潜在的な問題も含まれている。例えば、知財登録に関してアフリカは最終的には EU が採用しているような統一的なアプローチを選択する可能性があり、

<sup>2</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/lpnews/africa/newsletter201911.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/africa/newsletter201911.pdf)

おそらく、そのような統一した制度は広域登録制度と国内登録制度の共存という現在の体制に代わるものとなるか、これを補完するものとなるだろう。また、統一市場が誕生すれば模倣品の流通がより容易になる恐れがある、といった問題である。ただし、現時点では AfCFTA はまだ芽吹いたばかりの段階であり、今後の情勢の展開を占うには、しばらく様子を見なければならぬ。

Daily Maverick 紙に掲載された最近のレポート<sup>3</sup>によれば、エリトリアを除くアフリカの全ての国が「アフリカ大陸自由貿易協定」に署名しており、そのうち 34 か国は同協定を公式に批准しているという。すでに同協定を批准した国々の中には、大きな経済力を有するエジプト、ガーナ、ナイジェリア、南アフリカが含まれている。

これまでに関税撤廃の申入れ書を提出した国はわずか 10 か国、すなわちチャド、コンゴ共和国、エジプト、赤道ギニア、エスワティニ、ガボン、モーリシャス、ナミビア、サントメ・プリンシペ、南アフリカである（2020 年 11 月 23 日現在）<sup>4</sup>。残りの国々も 2021 年 6 月 30 日前にはそれぞれ申入れ書を提出する必要がある、それらの申入れは、ビジネスサービス、通信、金融、観光、輸送の 5 つの部門に適用されるものでなければならない。

アフリカは世界人口の 17%を擁しているのに世界の GDP の 3%しか占めていないと、先の報道記事は指摘している。この僅少な比率を増やす上で、AfCFTA がひとつの道を示してくれることが期待されている。

## ARIPO — トップの交替

アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）に新たな長官が誕生した。ウガンダ登録サービス局（Uganda Registration Services Bureau）の局長であった Bemanya Twebaze 氏が、2021 年 1 月 1 日付で、ARIPO の長官に就任した。新長官の任期は 4 年で、2024 年 12 月 31 日までである。Twebaze 氏の前任者である Fernando dos Santos 博士は、8 年間にわたって長官職を務めた。

新長官の指名は、2020 年 11 月 16～20 日にジンバブエで開催された ARIPO の会合において行われた。この ARIPO の会合では、カナダ知的財産庁、中国国家知識産権局（CNIPA）、欧州特許庁（EPO）、日本国特許庁（JPO）、アフリカ知的財産機関（OAPI）、シンガポール知的財産庁、米国特許商標庁（USPTO）といった機関の代表からメッセージが寄せられた。このことは、ARIPO およびアフリカの知財の重要性が増大しつつあることを物語っているであろう。

ARIPO は知的財産の広域登録制度であり、現時点で以下の 20 か国が ARIPO に加入している： ボツワナ、エスワティニ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モ

<sup>3</sup> <https://www.dailymaverick.co.za/article/2020-12-08-long-awaited-africa-wide-free-trade-zone-opens-on-january-1st>

<sup>4</sup> [https://au.int/sites/default/files/newsevents/workingdocuments/39710-wd-ext\\_assembly\\_au\\_2\\_xiii\\_e.pdf](https://au.int/sites/default/files/newsevents/workingdocuments/39710-wd-ext_assembly_au_2_xiii_e.pdf)

ーリャス、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、タンザニア連合共和国、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

## ARIPO — インドネシアとの協力

知財の分野におけるアフリカと世界の他の地域との協力拡大を示す例として、インドネシアの登録機関であるインドネシア知的財産総局（DGIP）が ARIPO との「戦略的パートナーシップ」を確立したと発表した。この発表は、2020年12月10日、DGIPの Freddy Harris 長官と ARIPO の Fernando Dos Santos 長官が署名した協定を受けて行われた。<sup>5</sup>

著作権その他の形態の知的財産権（遺伝資源、伝統的知識、伝統的文化表現など）に関するインドネシアの電子登録システムは、今後、ARIPO によって採用されるものと思われる。

## ボツワナ、ザンビア — 新たな架け橋が浮き彫りにする商標問題

Megan Dennie が著した論文<sup>6</sup>の中で、著者はボツワナとザンビアを結ぶ巨大な橋が完成したことを取りあげている。この橋の完成により、南部アフリカ開発共同体（Southern African Development Community ; SADC）およびアフリカ大陸全域の通商インフラが大幅に向上するものと期待されているが、著者はこの橋を題材として様々な商標問題を検証したのである。著者が指摘しているポイントは以下のようなものである。

- 人口わずか 200 万人のボツワナは平和で安定した国であり、その経済は急成長を遂げつつあり、鉱業、建設業、サービス業への依存度が高い。ザンビアは 1,700 万ほどの人口を擁する国で、鉱業、農業、建設業、食品製造業が主要産業である。
- ボツワナは英国法を継承している。同国はマドリッド協定議定書（マドリッドプロトコル）に加入しているため、国際商標登録（IR）が有効であり、商標に適用される同国の法律「2010年産業財産法」（Industrial Property Act, 2010）には、IRに関する特別規定が存在する。
- ザンビアも英国法を継承しているが、同国で商標に適用される「商標法（Cap 401）」（Trademarks Act Cap 401）は時代遅れであり、役務商標の保護に関する規定すら設けられていない。ザンビアもマドリッド協定議定書に加入しているが、当局がマドリッド協定議定書を国内法に正式に編入していないため、結果的に IR はザンビアにおいては事実

<sup>5</sup><http://www.facebook.com/ARIPOSecretariat/posts/3189365717834081>

<sup>6</sup>[https://www.spoor.com/docs/5817/Crossing%20the%20Zambezi\\_%20key%20issues%20for%20brand%20owners%20following%20the%20completion%20of%20the%20Kazungula%20bridge%20\\_%20World%20Trademark%20Review.pdf](https://www.spoor.com/docs/5817/Crossing%20the%20Zambezi_%20key%20issues%20for%20brand%20owners%20following%20the%20completion%20of%20the%20Kazungula%20bridge%20_%20World%20Trademark%20Review.pdf)

上無効であろうと思われる。目下、現代に適合した商標法を新たに導入する動きが進行しつつある。

- 模倣品取引がアフリカ全域で蔓延しているという現状を考えれば、模倣品が新たに建造された橋を渡って一方の国から他方の国に運ばれる可能性は大きくなるだろう、と著者は示唆している。つまり、商標を保護するならボツワナかザンビアの 1 か国だけでなく両方の国で保護を取得するのが賢明であろう、ということである。
- 著者はさらに、ザンビアにおける IR の有効性をめぐって深刻な疑念が存在する以上、ザンビアでの保護を IR のみに頼っているブランド権利者は国内登録を検討することを考えた方が良いだろう、と示唆している。
- 著者が最後に指摘したのは、この両国のいずれも税関による国境監視に関する規定を設けていない、という点である。それゆえ、いずれかの国に営業上の利害関係を有するブランド権利者は、捜査・法執行といった活動を想定しておくべきである。著者によれば、ザンビア当局は模倣品取引と真摯に取り組んでいるように思われるし、支援要請にも応じてくれるという。

## エジプト — 税関登録

Ines Monteiro Alves の最近の論文<sup>7</sup>によると、エジプトでは、模倣品が当該国に入国しようとしている場合に通報してもらうために、ブランド権利者が自社商標を税関当局に登録できる手続きが正式には存在しないが、非公式な手続きは存在することが示唆されている。

著者によれば、税関当局宛の書面によって「登録」を行うことができるという。この書面には、当該国の販売店、輸出元となる国、商品が順当にエジプトに到着した際の入国地点として通常利用されている港等に関して、可能な限り詳細な情報が記載されていなければならない。模倣品の疑いのある商品に関する詳細（仕出し港や荷受人の名称を含む）も提供されなければならない。それと同時にエジプトにおける商標登録のコピーと認証済みの委任状も提出すべきである。書面を受け取った税関当局は、その書面のコピーを全ての税関支署に送付する。模倣品が疑われる商品が見つかった場合には税関はその旨をブランド権利者に通報し、ブランド権利者はそれから 15 日以内に訴訟を提起することができる。

また、エジプトにおいては、規制の対象となる製品の製造者または商標権者は、当該製品のエジプトへの輸入が認められる前提として、エジプト輸出入管理公団（General Organisation for Export and Import Control ; GOEIC）への登録を義務付けられるという点も、念頭に置いておくべきである。

<sup>7</sup> <https://inventa.com/en/news/article/566/how-to-submit-a-trademark-customs-recordal-in-egypt>

: How to submit a trade mark customs recordal in Egypt (2020年11月25日号)

## ウガンダ — 知的財産ポリシー文書

2020年9月23日、ウガンダ登録サービス局は「国家知的財産ポリシー」(National Intellectual Property Policy)を発表する旨を告知した。<sup>8</sup>

その発表にあたり、ウガンダの指導者であるムセベニ大統領はイノベーション保護の重要性を強調し、様々な事業に携わるウガンダ国民の利益拡大を目指し、ウガンダ政府はあらゆるイノベーションを支援していく所存だと述べた。大統領はさらに続けて、そのようなイノベーションは特許、商標および著作権を通じて保護を享受することになるだろうと述べている。

これとは別にウガンダ司法・憲法問題担当大臣が行った演説の中で、大臣は「ナショナル・ビジョン 2040」(National Vision 2040)と呼ばれるウガンダの国家開発計画が存在するという事実に言及している。大臣によれば、「ナショナル・ビジョン 2040」により設定された目的は、「知的財産を国家開発計画に統合するような」知財ポリシーなしには実現しえないものである。

同じ式典において、動産に関する担保権の登録制度も発表された。この制度は「動産担保権登録制度」(Security Interest in Movable Property Registry System ; SIMPO)と呼ばれるもので、この制度の背後にあるのは、金融機関が(知財を含む)動産を融資の担保として認めるよう奨励するという発想である。これにより、事業者がより多くの融資を受けられるようになることが期待されている。

---

<sup>8</sup> <https://ursb.go.ug/wp-content/uploads/2020/09/Registrar-Generals-Remarks-at-the-launch-of-the-National-IP-Policy-and-SIMPO.pdf>

[特許庁委託]  
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 59

[著者]  
Spoor & Fisher  
spoor • fisher  
patents • trade marks • copyright

[発行]  
日本貿易振興機構 ドバイ事務所  
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,  
U.A.E.  
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年1月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。